

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		広告主及び広告内容の審査
根拠法令(例規)及び条項		美唄市庁用封筒広告掲載取扱規則第 7 条
法令(例規)番号		平成 30 年 3 月 16 日規則第 3 号
関係条項		同規則第 5 条、第 6 条
所管課係名		財政課財政係
審査基準	基準	(広告内容の基準) 第 6 条 封筒に掲載できる広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの (2) 他を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる営業に該当するもの [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条] (4) 市の公共性又は品位を損なうおそれのあるもの (5) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの (6) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの (7) 政治活動又は宗教活動に関するもの (8) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝に関するもの (9) 求人広告又はこれに類するもの (10) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの (12) 前各号に掲げるもののほか、封筒に掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30 日程度
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市延滞金徴収条例第 5 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 49 年 9 月 30 日条例第 22 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		財政課財政係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日～10 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		広告取扱事業者への委任等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市庁用封筒広告掲載取扱規則第 3 条
法令(例規)番号		平成 30 年 3 月 16 日規則第 3 号
関 係 条 項		同規則第 5 条
所 管 課 係 名		財政課財政係
審 査 基 準	基 準	(広告取扱事業者及び広告主の要件) 第 5 条 広告取扱事業者及び広告主は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。 (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者 (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者 (3) 政治活動又は宗教活動を行う者 (4) 消費者保護の観点からふさわしくない事業を行う者 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者 [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項] (6) 美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者 [美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)第 2 条第 1 号] (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による更生、再生手続中の者 [会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)][民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)] (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		債務の履行延期の特約等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市財務規則第 222 条
法令(例規)番号		昭和 41 年 4 月 1 日規則第 4 号
関係条項		美唄市財務規則第 223 条及び第 224 条 地方自治法第 240 条(債権) 地方自治法施行令第 171 条の 6
所管課係名		財政課財政係 ほか
審 査 基 準	基 準	(履行延期の特約等) 第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

標準処理期間	10 日程度
備考	債権が行政処分により発生したものに限る。